

## 公立病院経営強化プラン策定について

## 公立病院経営強化プラン

## ●策定時期：令和4年度若しくは令和5年度

総務省により示された「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」では、今後、各都道府県において第8次医療計画（R5年度策定、計画期間：R6～R11年度）の策定作業が進められ、その作業と併せて、令和4年度及び令和5年度において、民間医療機関を含めて地域医療構想に係る各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しを行うこととされており、各自治体の経営強化プランは、この地域医療構想等を踏まえた当該病院の果たすべき役割・機能と整合するものであることから、同じ策定時期とされているもの。

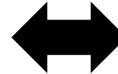
## ●プラン期間：策定年度が令和4年度もしくは令和5年度どちらでも期間は令和9年度末まで

## ●プラン内容（ガイドラインに示されたもの）

- ①役割・機能の最適化と連携の強化
- ②医師・看護師の確保と働き方改革
- ③経営形態の見直し
- ④新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組
- ⑤施設・設備の最適化
- ⑥経営の効率化

## ●国の財政措置等（プラン関係等主なもの）

- ・経営強化プランの策定等に係る措置
- ・機能分化・連携強化に伴う施設・設備の整備等に係る措置
- ・医師派遣等にかかる措置
- ・他用途への転用に伴う経費に係る措置
- ・退職手当の支給に要する経費に係る措置
- ・病床数に応じた普通交付税算定の特例
- ・不採算医療・特殊医療等に対する特別交付税措置等



## 第8次医療計画

医療に関する地域の基礎となる都道府県が策定する法定計画。令和5年度中に8次計画を策定される。⇒ 医療圏単位で病床機能など各病院と調整、地域医療構想調整会議の開催

## ●計画期間：6年間

## ●計画・記載事項（主なもの）

- 疾病・事業ごとの医療体制等（5疾病の医療・救急医療・災害時における医療・へき地の医療・周産期医療・小児医療（小児救急含む）・在宅医療・感染拡大時の医療・その他特に必要と認める医療）
- 地域医療構想（病床機能・集約等）
- 外来医療計画
- 医師確保計画
- 医療従事者（医師を除く）の確保
- 医療の安全の確保
- 二次医療圏・三次医療圏の設定
- 医療提供施設の整備目標
- 医師少数・多数区域の設定
- 基準病床数 等

※京都府の第8次医療計画については、現段階では詳細未定

現在の京都府第7次医療計画 = 京都府保健医療計画  
（計画期間：H30～R5年度）

※その他：京都府立医科大学附属北部医療センター病院機能検討会議  
地域の中核病院として、将来のあるべき姿を検討し、老朽化した病棟の更新等施設整備に係る基本構想を策定予定  
（現在、府立医大、北部医療センター、京都府、丹後医療圏の自治体、与謝・北丹医師会、地元経済団体で構成する「病院機能検討会議」の設置）  
（R3年6月～ 現在まで3回の会議）

# 京丹後市立病院経営強化プランについて

## ◀これまで▶

### ・公立病院改革ガイドライン（H19年12月）

地方公共団体は、平成20年度内に公立病院改革プランを策定し、経営を改善

- ① 経営の効率化 → 財務諸表数値の改善、医療機能確保
- ② 再編・ネットワーク化 → 二次医療圏の拠点機能整備、経営主体・病院の統合再編
- ③ 経営形態の見直し → 全部適用、指定管理、独立行政法人化

◎ 策定により財政措置（再編にかかる交付税措置、病院特例債の創設、不採算地区の特交充実、交付税措置の充実）

### ・新公立病院改革ガイドライン（H27年3月）

目指すところは前ガイドラインと大きく変わるものではないが、新たに医療法に基づき都道府県が策定する地域医療構想と整合することが盛り込まれた。平成27年度もしくは平成28年度内に新公立病院改革プランを策定を要請

- ① 地域医療構想を踏まえた役割の明確化 → 公立病院の果たすべき役割
- ② 経営の効率化 → 財務諸表数値の改善、医療機能確保
- ③ 再編・ネットワーク化 → 統合再編
- ④ 経営形態の見直し → 全部適用、指定管理、独立行政法人化

◎ 策定により財政措置（再編にかかる普通交付税措置、不採算地区の特交充実、交付税措置の充実、施設の新設・建替等の交付税措置の見直し）

### ・持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン（R4年3月）

コロナ対応に公立病院が中核的な役割を果たし、重要性が改めて認識された一方で、医師・看護師等の不足、人口減少・少子高齢化に伴う医療需要等の変化。持続可能な地域医療提供体制を確保するため、公立病院の経営を強化。公立病院を持つ自治体には、医療法に基づき都道府県が策定する第8次医療計画及び地域医療構想と整合しつつ、令和4年度もしくは令和5年度内に公立病院経営強化プランを策定を要請

◎ 策定により財政措置（従来措置に加え、令和3年度より特別交付税の不採算地区病院の扱いが拡充し、150床以上でも一定条件のもと対象となり、弥栄・久美浜両病院とも対象。措置を受けるためには計画が必須。）

### ・京丹後市立病院改革プラン H20～H23（H21年3月策定）

目的：経常収支比率、職員給与比率の改善

- ① 経営の効率化 → 職員給与と改定、SPDの導入、薬品の共同購入、後発医薬品活用促進
- ② 再編・ネットワーク化 → 弥栄病院48床削減、2病院統合再編しない
- ③ 経営形態の見直し → 2病院体制、一部適用を堅持

◎ 病院特例債発行（H21年度 10.7億円、7年間償還）、不良債務を長期債務に振替

⇒ 経常収支比率：H21～H23黒字化、職員給与比率4.4%改善（対目標△0.7）

・市立病院改革プラン評価委員会からのご意見：  
医師招へい強化、両病院の連携強化。未収金発生抑制、適正な一般会計繰入金と経営改善、病院施設の老朽化対応。期間終了後の新たなプラン、経営計画の策定検討

### ・京丹後市立病院経営計画 H26～H27（H26年9月策定）

H21年度に発行した病院特例債の償還年次までの経営計画を策定（地方公営企業法の一部改正により新会計基準が採用されるため、新会計基準に沿った経営見通しを策定）

### ・京丹後市立病院改革プラン【改訂版】H29～R2（H29年3月策定）

目的：市立病院の運営目標、経営指標（訪問看護、通りハ利用者数、経常収支比率、医業収支比率、材料費対医業収支比率、入院・外来患者数、病床利用率、常勤医師数）を設定・改善

- ① 地域医療構想を踏まえた役割の明確化 → 救急受入、分娩機能の維持、在宅医療センターの活動充実（訪問診療・看護・リハ、高齢者福祉連携等）、長寿地域疫学講座の設置、弥栄病院の改修、弥栄病院の地域包括ケア病床の導入
- ② 経営の効率化 → 民間経営手法の導入（コンサルタントの活用）、病床機能の検討（再掲弥栄病院の地域包括ケア病床の導入）等
- ③ 再編・ネットワーク化 → 2病院統合再編しない
- ④ 経営形態の見直し → 2病院体制、一部適用を堅持

⇒ 経常収支比率：医師不足、コロナの影響もあり4年間未到達（100に及ばず）

## 京丹後市立病院に係る公立病院経営強化プラン策定について

- 京丹後市立病院に係る公立病院経営強化プラン策定について、京都府の第8次医療計画（計画期間：R6～R11年度）と併せて策定される地域医療構想と関連し整合も必要ため、京丹後市立病院経営強化プランはR4年度から着手し、R5年度での策定を想定。（府の状況により変更する場合もある。）
- 京丹後市立病院経営強化プランに係る有識者会議では、R4年度は意見聴取、検討・内容のまとめを行い、R5年度は具体的に計画内容の審議をすることとしたい。

### 市立病院経営強化プランに係る有識者会議（改革を改称）での検討事項等

- プラン期間：策定年度が令和4年度もしくは令和5年度どちらでも期間は令和9年度末まで  
（現プラン：H29～R2年度の4年間、第1次プラン：H20～H23年度の4年間、経営計画：H26～H27の2年間）
- プラン内容（ガイドラインに示されているもの）
  1. 役割・機能の最適化と連携の強化
    - ① 地域医療構想等を踏まえた当該病院の果たすべき役割・機能
    - ② 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能
    - ③ 機能分化・連携強化
    - ④ 医療機能や医療の質
    - ⑤ 一般会計負担の考え方
  2. 医師・看護師の確保と働き方改革
    - ① 医師・看護師の確保…最大限の努力をした上で、なお単独で確保が困難な場合、病院の役割・機能の明確化・最適化の検討と、連携強化による派遣受入の検討
    - ② 臨床研修医の受入れ等を通じた若手医師の確保
    - ③ 医師の働き方改革（医師の超過勤務上限、当直後インターバル制など）の対応
  3. 経営形態の見直し  
「地方独立行政法人化（非公務員型）」、「指定管理者制度による運営委託」、「地方公営企業法の全部適用」など、より民間的経営手法の導入を検討
  4. 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組  
平時から新感染症等の感染拡大時の対応に必要な機能として病床や転用しやすいスペース等の整備、各医療機関の間での連携・役割分担の明確化、専門人材の育成・確保、感染防護具等の備蓄、院内感染対策の徹底、クラスター発生時の対応方針の共有等
  5. 施設・設備の最適化
    - ① 施設・設備の適正管理と整備費の抑制
    - ② デジタル化への対応…電子カルテ化、マイナンバーカードの保険証利用、遠隔診療、オンライン診療、医療情報の連携、その他各種情報システム等の活用
  6. 経営の効率化
    - ① 経営指標に係る数値目標設定
    - ② 経常収支比率及び修正医業収支比率に係る目標設定
    - ③ 目標達成に向けた具体的な取組み（施設基準・人員配置、マネジメントや事務局体制の強化、外部アドバイザーの活用）
- このほかの検討事項
  - ・ 久美浜病院2病棟（S56年建築）老朽化に伴う更新について
  - ・ メディカルツーリズムについて

## 京丹後市立病院に係る公立病院経営強化プラン策定について

### 令和4年度 市立病院経営強化プランに係る有識者会議スケジュール（案）

- 第1回 7月 4日 経営強化プランガイドライン・プラン策定についての説明
- 第2回 8月 23日 デジタル化への対応等新たな取り組みについて
- 第3回 10月下旬 市内医療機関同士の連携について
- 第4回 11月下旬 弥栄病院・久美浜病院に求める機能について
- 第5回 1月下旬～3月 意見等まとめ、プランへの反映方向など
- 第6回 予備回（京都府医療計画、地域医療構想などの動き次第）

令和5年度は、プラン案を事務局が策定し、市立病院経営強化プランに係る有識者会議で、その内容について、ご意見いただくこととしたい。